

自立支援医療費(育成医療)について

1 制度の概要

身体上の障害を有する児童や現在の病気を放置すると将来障害を残すと認められる児童で、治療によって確実な効果が期待される場合、その医療費の自己負担を軽減する制度です。自己負担額は原則1割で、世帯の所得水準に応じて毎月の負担上限額が設けられます。

2 対象者と障害の範囲

対象者は、浜松市内にお住まいの18歳未満の児童で、障害の種類や給付の対象は次のとおりです。

障害の種類	給付の対象	備考
①肢体不自由	手術、理学療法、補装具治療	最長6ヶ月(180日)
②視覚障害	手術	最長3ヶ月(90日)
③聴覚・平衡機能障害	手術	最長3ヶ月(90日)
④音声・言語・そしゃく機能障害	手術、言語療法、歯科矯正	最長3ヶ月(90日) ただし、歯科矯正治療(唇顎口蓋裂に起因するものに限る)については 最長1年(365日)
⑤心臓機能障害	手術、手術を前提とした心臓カテーテル検査	最長6ヶ月(180日)
⑥腎臓機能障害	手術、人工透析療法、腎移植後の免疫療法	最長1年(365日)
⑦小腸機能障害	手術、中心静脈栄養療法	最長1年(365日)
⑧肝臓機能障害	手術、肝臓移植術後抗免疫療法	最長1年(365日)
⑨その他内臓障害	手術	最長3ヶ月(90日)呼吸器、ぼうこうを除く障害については先天性のものに限る。
⑩免疫機能障害	HIVに関する治療	最長1年(365日)

3 所得区分と自己負担上限額 (令和6年3月31日まで適用)

自己負担については原則1割負担()部分ですが、世帯の所得水準(市民税の課税状況等)に応じてそれぞれ負担の上限額が設けられます。

生活保護世帯 【生保】	市民税非課税 (保護者の所得が 80万円以下) 【低1】	市民税非課税 (保護者の所得が 800,001円以上) 【低2】	市民税所得割 (3万3千円未満) 【中間1】	市民税所得割 (3万3千円以上 23万5千円未満) 【中間2】	市民税所得割額 (23万5千円以上) 【一定以上】
所得区分① 負担 0円	所得区分② 負担上限額 2,500円	所得区分③ 負担上限額 5,000円	所得区分④		所得区分⑤ 自立支援医療の 対象外
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	
			(重度かつ継続 ※)		

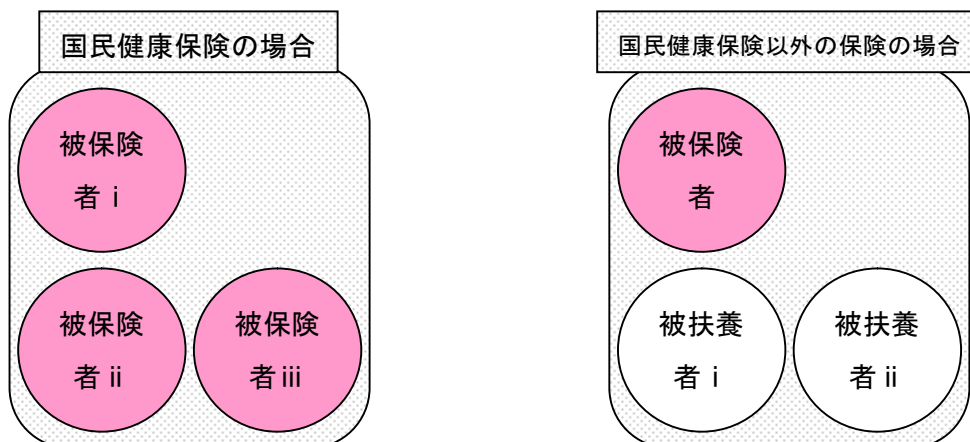
※ 「重度かつ継続」は次の方が対象になります。

- 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓・肝臓機能障害(移植後の抗免疫療法に限る)の方
- 加入されている健康保険の世帯で育成医療申請時1年以内に3回以上高額医療費を受けている方

4 世帯について

所得区分を判定するための「世帯」は「健康保険証の世帯」を単位とします。そのため住民登録や実際の世帯構成とは違う場合があります。

また、世帯の所得は同一の保険内の被保険者の市民税所得割額の合計で判定しますので、手続きの際に、健康保険証や被保険者の市県民税課税証明書が必要になります。



加入者全員が被保険者となるため、国民健康保険に加入している家族全員の市県民税課税証明書を提出してください（収入のない児童、学生は除く）。

被保険者本人の市県民税課税証明書を提出してください。

5 手続きに必要なもの

- **自立支援医療（育成医療）意見書**・・・指定医療機関の指定認定医師が記入したもの
- **健康保険証**
 - ・加入している健康保険が国民健康保険の場合は、同じ国民健康保険に加入している家族全員のもの
 - ・加入している健康保険が国民健康保険以外（政府管掌、組合等）の場合は、受診者本人の氏名が記載されているもの（カードタイプの場合は受診者本人のもの）
- **申請者の「マイナンバーカード」、又は「個人番号通知カード+身元確認書類（運転免許証等）」**
- **市民税・県民税課税証明書**

（本年、他市町村から浜松市に転入されたマイナンバーが確認できない方のみ必要です。）

 - ・勤務先から配布される「市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」や「市民税・県民税納税通知書」（ともにコピーでも構いません。）
 - ・世帯の市民税所得割額が23万5千円以上の場合、自立支援医療の対象となりません（重度かつ継続の場合は除く）ので、ご了承下さい。
 - ・申請される月が6月までは、表題が昨年度の市民税・県民税課税証明書
 - ・申請される月が7月以降は、表題が今年度の市民税・県民税課税証明書
 - ・加入している健康保険が国民健康保険の場合は、同じ国民健康保険に加入している家族全員のもの（収入のない児童、学生は除く）が必要になります。
 - ・加入している健康保険が国民健康保険以外（政府管掌、組合等）の場合は、保険証に記載されている被保険者本人のものが必要になります。

6 提出先・問合せ先

浜松市 健康福祉部 健康増進課 自立支援医療（育成医療）担当
〒432-8550 浜松市中区鴨江二丁目11-2
TEL 053-453-6116

※ 上記のほか、お近くの各区役所健康づくり課でも提出いただけます。

(R4.4)